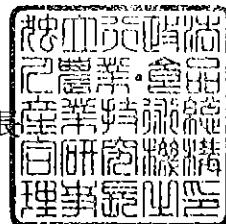




19機構B第100901号  
平成23年12月 5日

異議申立人 レペタ・ローレンス 代理人  
弁護士 古本 晴英 様  
同 樋渡 俊一 様  
同 岩崎 真弓 様

独立行政法人  
農業・食品産業技術総合研究機構理事長



#### 決定書の送付について

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、平成20年2月12日付け19機構B第100901号により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行った一部を不開示とした決定に対して、平成20年3月28日付けでなされた異議申立てについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項の規定に基づき、別紙決定書のとおり決定したのでお知らせします。

## 教示

この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 決 定 書

異議申立人

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13

レペタ・ローレンス 様

異議申立人レペタ・ローレンス代理人

東京都新宿区左門町13-1 四谷弁護士ビル406

古本晴英法律事務所 弁護士 古本 晴英 様

東京都渋谷区1丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル2階

樋渡法律事務所 弁護士 樋渡 俊一 様

弁護士 岩崎 真弓 様

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第9条第1項に基づき、平成20年2月12日付け19機構B第100901号により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）が行った一部を不開示とした決定（以下「原処分」という。）に対して、上記異議申立人（以下「申立人」という。）が平成20年3月28日付けでした異議申立て（以下「本件申立て」という。）について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項の規定に基づき、次のとおり決定する。

## 主 文

原処分を変更し、その一部を開示する。

## 本件申立ての要旨

### 1 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、法第3条に基づく本件対象文書の開示請求に対し、機構が行った原処分について、文書63ないし文書65に係る決定の取消しを求めるというものである。

## 2 本件申立ての理由

申立人の主張は、異議申立書、意見書1ないし意見書3の記載によれば、おむね以下のとおりである。

### (1) 異議申立書

異議申立人は、平成19年12月13日、機構に対し法に基づき別紙1に掲げる文書の開示を請求した。

機構は、原処分において、文書1ないし文書5・9については全部開示、文書6・0ないし文書6・4については部分開示及び文書6・5については全部不開示とした。

不開示理由は、文書6・3及び文書6・4については、法第5条第1号並びに第4号ニ及びホに該当するとして一部を不開示とし、文書6・5については、同条第4号ニ及びホに該当するとして全てを不開示とした。

しかし、原処分に記載されている不開示理由は（特に文書6・5について）、法の条文程度の記載しかなく、いかなる事実関係から法第5条第4号ニ及びホに該当するのかその根拠が不明であるうえ、文書6・3ないし文書6・5が同条第1号並びに第4号ニ及びホに該当するということはない。

よって、原処分のうち、文書6・3ないし文書6・5の部分の取消を求める。

### (2) 意見書1

#### ア 文書6・5について

##### (ア) 法第2条第2項について

###### A 総論

機構は、理由説明書において、初めて、文書6・5が、法第2条第2項に定める「法人文書」に該当しないとの主張を追加してきたが、行政手続法第8条が不開示処分に理由付記を要求する趣旨から、不開示理由の追加はそもそも原則として許されるべきではない。

文書6・5については、原処分において、法第5条第4号ニ及びホに該当するとして全部不開示としているのであるから、その前提として当該文書が法人文書であると判断していたことは、明白な事実である。

###### B 文書6・5の組織共用文書該当性

(a) 組織共用文書の該当性については、文書の作成・取得状況、文書の利用状況及び文書の保存・廃棄状況などを総合的に考慮して、組織としての利用を予定したものかどうかを実質的に判断すべきである。

(b) 実験ノートは、自分のやった実験の方法と結果を保存しておく記録であり、基本的に研究者自身のために記録するものである。もし

その研究が一個人で遂行され、しかも純粹に当該個人のためのものならば、その実験ノートを私的なものと考えてもよいだろう。

しかし、今日の科学研究は、共同の研究者たちで遂行され、なおかつ組織の研究施設と組織の研究費を通じて遂行されるのが常態であるため、個々の研究者が作成する実験ノートはもはや私的なものではあり得ない。この場合、実験ノートの所有権は研究室にあり、研究者にはないからである。

(c) この点について、日米の研究者による実験ノートに関する解説書では、次のように記載されている。

① ラボノート（実験ノート）は個人的な記録ではなく、研究室に帰属し、研究室において継続的に管理されるものだからである。より正確に述べるならば、ラボノートは大学や研究機関の財産であって、その上で、それぞれの研究室が管理を任されていいると考えるのが妥当である。

② ラボノートは個人で購入、準備して個人所有・個人管理するものではなく、機関（大学・企業などのこと）から配布され、機関に帰属するもの、とするのが原則である

③ 実験ノートは研究室の所有物であり、研究者の所有物ではない。

(d) 実験ノートが研究室の所有物であるという意味は、1つには、研究室のリーダーは研究の運営を行うに当たって、研究室の構成メンバーの研究の進捗状況を把握し、的確なアドバイスをする必要があるが、そのためには、定期的に研究室の各メンバーが作成した実験ノートに目を通す必要があるということであり、また1つには、研究室のメンバー同士が互いに実験ノートを見せ合い、知を共有することで、研究を効率よく進めることができるということでもある。ここから、おのずと実験ノートの管理方法も個人管理はあり得ず、実験ノートが機関帰属であるからには、その機関の財産として機関が明確な取扱い、管理規定を設けて取り扱うのは当然であるというやり方が導かれる。その結果、保管方法について、実験ノートは施錠できる書棚などに保管し、使用済みの保管実験ノートの貸し出し（閲覧）は、一定の制限を設ける必要があるとされ、また、保存期間も少なくとも、30年、理想的には50年保存すべきである。

(e) 機構が実施した「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」及び「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する研究（以下、前者を「屋内栽培実験」、後者を「隔離圃場栽培実験」、両者を総称して「本研究プロジェクト」という。）は研究チームの手により、

機構の研究施設を使い、公費でもって遂行されたものであり、本研究プロジェクトの構成メンバーたちが作成し、現在、機構の手で保管されている実験ノートが法人文書3であるから、まさしく、前述した実験ノートの典型にほかならない（この点については機構も理由説明書で争っていない）。

(f) 以上のことから、文書65は典型的な実験ノートとして、次の性質を有することが認められる。

- ① 機構の所有物であって、本研究プロジェクトの構成メンバーの所有物ではない
  - ② 本研究プロジェクトのリーダーが目を通し、他のメンバーと見せ合って情報を共有するために利用される
  - ③ 本研究プロジェクトの構成メンバーが勝手に処分できるものではなく、機構が管理し、現在も保存している
- したがって、このような性質を有する文書65は、組織共用文書に該当することが明白である。

(イ) 法第5条第4号ホについて

A 機構は、法第5条第4号ホに関して、東京地方裁判所平成16年1月24日判決を引用するが、問題は、文書65がこれに該当するかである。

当該判決において、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第6号ハ）の有無は、その事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に応じて判断されるべきである。同号ハの趣旨は、国の機関又は地方公共団体が行う調査研究の成果については、社会・国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限發揮できるようにすることが重要であり、調査研究に関する事務の中には、①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を広く国民に適正に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があるため、このような情報を不開示情報としたものであると解される。」との判断を示している。

B 文書65は、いわゆる実験ノートあるいはラボノート等と呼ばれているもので、それは自分のやった実験の方法と結果を保存しておく記録であり、実験ノートの核心部分とは実験の生データという客観的な

事実を記録する点にあって、研究者のアイデアや意見ではない。

それゆえ、特許などの知的財産権が保護する対象はあくまでも創作性のある技術的思想（アイデア）であって、実験の生データといった客観的事実ではないこと、また、試行錯誤とは研究者自身の理論や構想に生ずるものであって、客観的事実に試行錯誤はあり得ないことから、上記判例が指摘する①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の問題及び②試行錯誤の問題は基本的には生じない。

従って、実験の生データという実験ノートの核心部分に着目する限り、上記判例が指摘する非開示を正当化する事情は認められない。

C とはいえる、実験ノートに研究者のアイデアや意見が書かれないわけではない。そこで、付隨的とはいえる、このような研究者のアイデアや意見の部分について、本件の実験ノートにおいて上記判例が指摘する非開示を正当化する事情が認められるか否かについて検討すると、結論として、少なくとも、本件の実験ノートに関する限り、たとえそこに研究者のアイデアや意見が掲載されていようと、当該記載について上記判例が指摘する非開示を正当化する事情を認めることはできない。

その理由は本件の実験ノートに記載された本研究プロジェクトは、現在の段階において基本的に終了したものであり、そのためにはや①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の問題も②試行錯誤の段階の問題も生じる余地はない。

D 以上のことから、文書65は法第5条第4号ホの不開示情報に該当しないことが明らかである。

#### (ウ) 法第5条第4号ニについて

A 機構は、争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報の意義について、東京都情報公開審査会の答申第189号を引用し、現在裁判所に係属している訴訟に関する証拠書類等訴訟に関する当事者の手の内が示されている情報であり、情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報と解するのが相当であると主張する。

B しかし、法第5条第4号ニで要件とされている当事者としての地位を不当に害する情報の意味内容は、当然、我が国の民事訴訟法が訴訟当事者に求めている信義誠実の原則（民事訴訟法2条）及びそこから導き出される真実義務の理念に即したものでなければならない。

現行の民事訴訟法は、通則規定の第2条に、当事者の責務として、

裁判の適正・公正な実現のために信義・誠実に訴訟を進行しなければならないとし、訴訟当事者が保持する文書の提出を一般義務化し（同法第220条以下）、弁論主義の下で、より真実に即した裁判の実現を目指している。

したがって、訴訟当事者は、証明対象事実に関連する証拠を隠蔽したり、改ざんすることは許されず、たとえ当該証拠が提出されることにより敗訴リスクが高まり訴訟の遂行が困難になるとしても、そのことを理由に、「当事者としての地位を不当に害する」として当該情報の開示を拒み得るものではない。もとより民事訴訟における真実義務は、当事者に全ての証拠を自ら提出せよとの義務を課すものではないが、文書提出義務の一般化は、敗訴リスクを理由とした提出拒絶は信義誠実に反するものとして否定されているのであり、更に加えて、情報公開法の施行（平成13年4月）により民事訴訟法も改正され（平成13年6月）、文書提出義務の上で公文書も私文書と同一の規律に服すこととなった。

独立行政法人に対し情報公開を義務づけた法の解釈において、このような民事訴訟の理念を無視し、いたずらに、保有情報の非公開範囲を拡大するとすれば、本末転倒である。

C この点に関し参考となる裁判例として最高裁判所（以下「最高裁」という。）平成11年11月19日判決とその原審である東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）平成8年7月17日判決がある。逗子市の情報公開条例が情報の非開示理由としている争訟の方針に関する情報について、東京高裁判決は、事実情報と政策情報をしゅん別し、事実関係に関する情報はこれに該当しないことを明らかにし、最高裁判決も争訟の方針の解釈を当該訴訟に即した具体的方針及び一般的方針という政策情報（いわゆる「手の内情報」）に限定した。

D また、特許法は平成11年の改正で、①民事訴訟規則第79条第3項が準備書面一般の記載事項として否認の理由を求める旨規定しているのに対し、特許法は、特許権侵害訴訟の適正な審理促進等の観点から、権利者が主張する侵害行為の具体的態様を否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない旨の規定（積極否認の特則）を設け（特許法第104条の2）、②同法第105条第1項は、より真実に即した裁判の実現のため、特許権侵害訴訟における損害の立証について書類の提出義務を定めていたが、その内容が更に強化され、侵害の立証についても書類の提出義務を追加している。

このように、本件のような科学的研究の分野の争訟では、より真実に即した裁判の実現のため、一般民事裁判以上に情報（書面）の提出義務が定められているのであり、法第5条第4号ニの解釈に当たっても、

この点が十分にしんしゃくされるべきである。

E 以上から、法第5条第4号ニの争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害する情報とは、あくまでも争訟に対処するための方針（いわゆる政策情報）に関するものに限定されるべきであり、客観的な事実関係を明らかにするいわゆる事実情報に関するものは含まれないと解するのが、前述した判例の動向、現行の民事訴訟法や知的財産法が求める真実に基づく裁判とも合致するものであり、適切である。

F したがって、

- ① 実験ノートでその核心となるものは客観的な事実の記録（実験という観察の記録、実験データの記録）であって、アイデアや意見ではない。
- ② また、アイデアや意見にしても、それはあくまでも実験方法や結果に対する研究者としてのアイデアや意見にほかならず、具体的なものにせよ一般的なものにせよ、非公開を前提とする争訟に対処するための方針（いわゆる政策情報）に関するものではあり得ない。
- ③ 資料が公開され、仮に、これが係争中の裁判の証拠として利用されたとしても、それは、前述したとおり、現行民事訴訟法が求める「真実に基づく裁判」に資するものであって、当事者としての地位を不当に侵害するような結果を招来する可能性は皆無である。

以上のことから、文書65は法第5条第4号ニの不開示情報に該当しないことが明らかである。

#### （エ） 民事訴訟法第220条第4号ニとの不均衡について

A 機構は、文書65で文書開示請求が認められた場合には、民事訴訟法第220条第4号ニと均衡を失すると主張するが、そもそもこうした不均衡を問題とするためには、その一般的な前提として、そもそも法と民事訴訟法との間の均衡が、具体的には、文書提出義務の一般義務化（民事訴訟法第220条第4号柱書き）の例外を定めた同号ニと、情報公開の原則開示義務（法第5条柱書き）の例外を定めた同条第4号ホ又はニとの間の均衡が前提にならなければならぬ。

しかし、両者の間にそのような均衡は認めることはできない。なぜなら、そもそも、法による情報公開義務と、民事訴訟法の文書提出義務の規定は立法趣旨は全く異なるからである。

すなわち、法の目的は、法第1条で明らかにされている。これは、国民の生活に重大な影響を与える独立行政法人の活動に鑑み、独立行政法人に対して国民による民主的コントロールを及ぼさせるため、独立行政法人の情報を国民に開示させるものであって、国民の知る権利

(憲法第21条)を具体化したものである。

B 一方、民事訴訟法の文書提出義務の立法趣旨はこれとは全く異なる。

すなわち、私人間の紛争においては、私的自治の原則が妥当する領域であることから、訴訟における判断資料となる証拠の収集は、当事者が自ら行わなければならないとされているが(弁論主義)、しかるに、今日では医療過誤等のいわゆる現代型訴訟において証拠の偏在による当事者間の不公平が深刻な問題となる中、このような不公平を是正するために民事訴訟法第220条第1項で一般的文書提出義務を認めたものである。

よって、仮に独立行政法人の保有する情報が、その性質上、民事訴訟法上の文書提出義務の例外文書に該当するとしても、独立行政法人に対し国民による民主的コントロールを及ぼすために情報公開が必要と判断される場合には、独立行政法人はその保有する情報を公開すべきであり、それによって法体系に不均衡が生じることはない。

C ①民事訴訟法第220条第4号ニ括弧書きにより、国又は地方公共団体の組織共用文書は「自己専用文書」から除外されている、②独立行政法人の文書もまた、同号ニの「国又は地方公共団体の文書」に含まれるのは当然である、③本論点は、法第5条第4号ホ又はニの主張がすべて否定され、開示請求が肯定された局面が問題となっているから、文書65は法第2条第2項の「法人文書」に該当すること、つまり組織共用文書に該当することを前提にしている。

したがって、文書65は、たとえ民事訴訟法第220条第4号ニ本文の「自己専用文書」に該当するとしても、同時に除外事由を定めた括弧の組織共用文書に該当するから、結局のところ、同号ニに該当しないという結論に至り、処分庁の言うような不均衡が生ずることはないことが明らかである。

#### イ 文書63及び文書64について

(ア) 購入物品の使用目的及び実施研究課題名、機構の内部組織名及び事業の成果(以下、併せて「不開示部分A」という。)について

研究の報告書である文書63及び文書64もまた実験ノートである文書65に基づいて本研究プロジェクトのメンバーが作成したものである。

それゆえ、当該不開示部分についてこれが法第5条第4号ホに該当しないことは、文書65について同号ホに該当しない理由を述べた上記ア(イ)の主張と同様である。

もっとも、当該不開示部分は実験ノートそのものではなく、その種の報告書の常として、実験ノートの実験データが整理され、研究者自身の考察、見解が追加されているが、これらの報告書もまた、実験データのような客観的事実と研究者のアイデアや意見とから構成される点で実験

ノートと変わらない（両者の比重が異なるだけである。）。それゆえ、実験ノートである文書65が法第5条第4号ホに該当しない理由を明らかにした前記ア（イ）の主張がここでもそのまま当てはまる。

（イ） 購入物品の使用目的並びに実施研究課題名及び事業成果（以下、併せて「不開示部分B」という。）について

文書63及び文書64の当該不開示部分についてこれが法第5条第4号ニに該当しないことは、文書65について同号ニに該当しない理由を述べた上記ア（ウ）の主張と同様である。

（ウ） 担当者の職名及び氏名（以下、併せて「不開示部分C」という。）について

機構は、通常の科学研究の発表のやり方にのっとり、研究のプロジェクトの構成メンバーが誰で、どこに所属しているかを、これまで、特許情報でも学会発表でもプレス発表でも、繰り返し明らかにしてきた。そして、文書63及び文書64の当該不開示部分は、機構が既に学会等で公表してきた情報とほぼ同一である。そうだとすれば、当該不開示部分は、法第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の除外事由に該当する。

ウ 未決定部分に対する決定の要求

請求文書1について、原処分では当該文書の存否も開示の有無についても一切明らかにされておらず、いまだに何も決定が出されていない状態にある。機構は、この点について速やかに決定すべきである。

### （3）意見書2

ア 文書65について

（ア） 開示請求範囲について

開示請求において示した4名は、例示にしかすぎず、実験ノートに関して言えば、異議申立人は、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての本研究プロジェクトに関する全ての実験ノートの開示を請求している。

したがって、次の2点について回答すべきであり、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）においても、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）第9条第4項に基づき回答を求めるべきである。

① 4名以外の者による本研究プロジェクトの実験ノートの存在の有無。

② ①で実験ノートが存在する場合、その実験ノートの全貌の特定（作成者及び作成時期）。

（イ） 特定職員Aの実験ノートについて

特定職員Aは、当初から始終一貫して本研究プロジェクトのリーダーであり（公開特許公報に特定職員Aが発見者として筆頭に記載されている）、また、特許出願においても、特許庁に提出した本研究プロジェクトの実験結果の書面においても、常に特定職員Aのみが実験者として記載されていることから、特定職員Aは、自ら実験を実施した者であり、単に実験結果の取りまとめ等を行ったにすぎないということはあり得ない。

たとえ、特定職員Aが直接実験を実施した者でないとしても、当該職員の指示に従って、実際に実験を実施した者がおり、その者により、作成された実験ノートが存在するはずであり、存在する場合には、機構は、速やかに次の2点について回答すべきであり、審査会においても、設置法第9条第4項に基づき回答を求めるべきである。

- ① 特定個人Aの指示に従って、実際に実験を実施した者により作成された実験ノートの存在の有無。
- ② ①で実験ノートが存在する場合、当該実験ノートの全貌の特定（作成者及び作成時期）。

(ウ) 特定職員Dの実験ノートについて

特定職員Dは、本研究プロジェクトの研究担当者として名を連ねていたことは、プレス発表でも明らかであり、本研究プロジェクトの中心メンバーの一人として実験にも関与しており、実験ノートが存在するはずである。

たとえ、特定職員Dが直接実験を実施した者でないとしても、当該職員の指示に従って、実際に実験を実施した者がおり、その者により、作成された実験ノートが存在するはずであり、存在する場合には、機構は、速やかに次の2点について回答すべきであり、審査会においても、設置法第9条第4項に基づき回答を求めるべきである。

- ① 特定職員Dの指示に従って、実際に実験を実施した者により作成された実験ノートの存在の有無。
- ② ①で実験ノートが存在する場合、当該実験ノートの全貌の特定（作成者及び作成時期）。

(エ) 実験ノートについて

機構は、実験ノートが法人文書であることを否定し、研究者の私的なものであることを前提として説明するが、このような前提是、実際の独立行政法人の研究機関や国立大学法人における実験ノートの取扱いとも合致しない。

我が国の代表的な研究機関の1つである特定独立行政法人Aの実験ノートの主な取扱いは次のとおりである。

- ① 研究ノートは、研究者の研究活動の歴史を記す大切な研究記録書

である。それを自らが記帳・保存することにより研究・開発のオリジナリティーを証明し、かつ保護する。また研究ノートは特定独立行政法人Aでの研究成果の重要な財産である。

- (②) 特定独立行政法人Aにおいて得られた実験データを含む研究成果物は、基本的には特定独立行政法人Aに帰属する。

イ 文書63及び文書64について

(ア) 「3 物品購入実績」の「使用目的」

機構は、キーワードとなる文言の一つが明らかになることによって、実験方法や実験結果を競争相手に知られることになると主張するが、仮にキーワードなる文言があるとしても、その文言だけでなぜ実験方法や実験結果が具体的に分かるのか。機構の主張は失当である。

(イ) 「3 物品購入実績」の「備考」

機構は、内部組織の名称が特定されることにより、脅迫や研究への直接の妨害などを受けるおそれがあり、調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると主張するが、そもそも脅迫や研究への直接の妨害など受けるおそれの蓋然性は低い上に、本研究プロジェクトの担当者の氏名は公表されているものであるから、内部組織が特定されることによってそのおそれが増すわけでもない。

(ウ) 「別記1」の「組織名」

上記(イ)のとおり。

(エ) 「別記1」の「職名」及び「氏名」

機構は、「職名」及び「氏名」について、法第5条第1号に該当すると主張するが、通常の科学的研究の発表のやり方にのっとり、本研究プロジェクトの構成メンバーについて、これまで特許情報も学会発表でもプレス発表でも、明らかにしてきており、当該部分は、機構が既に学会等で公表してきた情報とほぼ同一としか考えられない。

したがって、同部分は、法第5条第1号ただし書イに該当する。

(オ) 「別紙」の「実施研究課題名」

上記(ア)のとおり。

(カ) 「別紙」の「事業成果」

機構は、本件情報が、知的財産権を構成するものではないとしても、事業活動に有用な情報であることに変わりはなく、法人が秘密として管理し、機構関係者以外に公然と知られている情報ではないので、不正競争防止法上の営業秘密に該当すると主張する。

しかし、機構の事業成果情報は、不正競争防止法上の「営業秘密」には該当しない。

不正競争防止法の営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、

公然と知られていないものである。すなわち、秘密管理されており（秘密管理性）、有用であり（有用性）、非公知（非公知性）情報をいう。

本件事業成果情報は、DNAマーカー選抜による遺伝子集積系統の育成、遺伝子組換えによる実用的優良系統の育成に関する成果が記載されているということであるが、本件事業成果情報には、もはや有用性はない。

事業成果情報に有用性があるというのであれば、速やかに論文発表され、または特許出願されると言えるが、生物多様性影響評価書が作成された平成16年から4年経過したにもかかわらず、論文発表もされず、特許出願もされていないということは、事業成果情報には有用性がないと言わざるを得ない。

これに対しては、ネガティブインフォメーションも有用性があるとの反論が考えられる。しかし、ネガティブインフォメーションであっても、有用性があると言えるためには、少なくともその後の研究開発の参考になることが必要であるところ、本研究は既に終了したものと考えるのが合理的であるから、事業成果情報はもはや有用性はない。

なお、仮に営業の秘密に該当するとしても、本研究は、もはや終了したと考えるのが合理的であり、そうであるなら、試行錯誤の段階の情報とは言えないのであって、公にすることにより、自由な発想・創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど能率的な遂行を不当に阻害するおそれはない。

いずれにしても、法第5条第4号ホには該当しない。

#### ウ 未決定部分について

機構は、文書65について、補充理由説明書1において、特定職員A及び特定職員Dの実験ノートが屋内栽培実験についても存在しない旨を回答されたにとどまり、それ以外については、回答しない理由も明らかにしないまま、依然、当該文書の存否も開示の有無についても、一切明らかにされなかつた。

機構は、これ以上不愉快極まりない疑念を持たれないためにも、即刻、この点について決定されたい。

#### (4) 意見書3

##### ア 実験ノート（文書65）の存在について

###### （ア） 特定職員A及び特定職員Dの実験ノート

A 機構は、特定職員A及び特定職員Dの実験ノートは存在しないと主張するが、当該主張は虚偽である。以下のとおり、実験ノートは存在する。

###### B 特定職員Aの実験ノートについて

- (A) バイオ研究の常識として、プロジェクトのリーダーは、必ず自分の実験ノートを作成する。でなければ論文が書けないからである。特定職員Aは、「我が国独自の組換え技術を統合した安心な複合病害抵抗性組換えイネの作出法」(2003年(平成15年)農林水産研究情報)及び「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」(雑誌「化学と生物」2005年(平成17年)4月)など、これまで本研究プロジェクトの数々の論文・報告で筆頭筆者として名前を連ねてきた。
- (B) それは特定職員Aが本研究プロジェクトの研究と実験のほとんどを実施してきたという意味であり、それらの実験について特定職員Aが実験ノートを作成してきたことを意味する。
- (C) 本研究プロジェクトの研究成果を特許出願した際、提出した2通の実験成績証明書には実験者として特定職員Aの名前しか記載されていない。これは、特定職員Aが実験ノートを作成しながら実験を実施し、作成した実験ノートに基づいて実験成績証明書を作成したことを意味する。これらの実験成績証明書こそ特定職員Aの実験ノートが存在することを何よりも雄弁に物語る証明書である。
- (D) 仮に、部下にも実験ノートを作成させているとしても、だからといって、自分では何も実験ノートを記録していないことは実験室の日常としてあり得ない。

C 特定職員Dの実験ノートについて

特定職員Dの実験ノートは本研究プロジェクトの前半に当たる屋内栽培実験の段階で存在する。なぜなら、この屋内栽培実験で、特定職員Dも研究担当者として中心的役割を果たしていたことが次の報告・発表から明らかだからである。

「耐病性関連遺伝子の単離とイネ組換え体作出による機能の検証」(2001年度(平成13年度)重点研究支援研究課題中間自己評価報告)や「我が国独自の技術で安心な組換えイネを開発」(2003年(平成15年)プレスリリース)に名を連ねている。それゆえ、バイオ研究の常識から、本件プロジェクトの中心的役割を果していた特定職員Dは、必ず自分の研究ノートを作成していたことが明らかである。仮に、特定職員Dが部下にも実験ノートを作成させているとしても、だからといって、自分では何も実験ノートを記録していないことは実験室の日常としてあり得ないことは特定職員Aの場合と同様である。

- (イ) 屋内栽培実験に関する実験ノートが容易に特定されること  
機構は、最高裁判所「司法行政文書不開示通知書」(最高裁秘書第0

0921号）を根拠に、屋内栽培実験に関する実験ノートについて、異議申立人の請求は対象文書を特定するに足りる内容が記載されていないと主張した。

しかし、もともと、実験ノートとは、研究室が火事になつたら、真っ先につかむもので、どれが実験ノートか瞬時に特定できないようでは、火事になって真っ先につかむことは到底不可能である。したがつて、本研究プロジェクトで行った実験の生データを記録した実験ノートがどれかを特定する作業に膨大な費用と時間を要するなどということはおおよそあり得ない。

しかも、最高裁の上記決定は、開示請求の対象が特定の名称が含まれる全ての文書で、特定の要素は「平成19年12月1日以降作成された」というだけというもので、本研究プロジェクトで実施された実験の生データに関する本件とは特定の度合いが全く異なり、参考とならない。

加えて、機構は、本件開示請求のうち、2005年（平成17年）と2006年（平成18年）の屋外栽培実験に関する実験ノートは、既に特定して不開示処分をしている。屋外栽培の実験の方は、特定できるのに、それより前に実施した屋内栽培の実験はなぜ特定できないのか。その説明が全くできない。

(ウ) 以上のことから、本研究プロジェクトにおいて、特定職員A及び特定職員Dの実験ノートは存在することが明らかである。また、屋内栽培実験の段階で両名が作成した実験ノート及びそれ以外の研究スタッフが作成した実験ノートはいずれも容易に特定することができる。

#### イ 実験ノート（文書65）の法人文書性について

(ア) 機構は、本件に係る実験ノートは全て私文書であると主張するが、以下のとおり、本件の実験ノートは全て組織共用文書にほかならない。

(イ) 一般的に組織文書かどうかは、①文書の作成・取得状況、②文書の利用状況及び③文書の保存・廃棄状況を総合的に考慮して、組織として利用を予定したものかどうかを実質的に判断して決める。

#### (ウ) 実験ノート（特定職員Aの部下作成）について

A 特定職員A自らは実験をすることも、実験ノートを作成することもなかったと仮定したとき、実験を実施した部下により、作成された実験ノートは、組織共用文書に該当する。

なぜなら、機構の主張によれば、①特定職員Aは、実験自体を自ら実施した者でないことから、実験の生データを記録した全ての書類を作成・保有していない、②特定職員Aは、本研究プロジェクトのリーダーとして必要な作業（実験の総括と論文の作成など）を行つた、③他方で、本研究プロジェクトの実験の生データを記録した実験ノート

は実験を実施した部下によって作成された。

そうだとしたら、実験自体を自ら実施しなかった特定職員Aはどうやってリーダーとしての必要な作業を遂行したのか。そのためには、実験の生データを記録した実験ノートを参照する以外はない。

すなわち、特定職員Aは、本研究のプロジェクトのリーダーとしての必要な作業を遂行するためには、実験を実施した部下によって作成された実験ノートを活用することが不可欠であった。

したがって、これらの実験ノートはまさしく本研究プロジェクト遂行のためにリーダーの特定職員Aが組織的に用いたものであり、それは私的文書ではなく、組織共用文書にほかならない。

#### B 実験ノート（特定職員A作成）について

機構は、実験ノートの存在を否定するが、特定職員Aが自ら実験ノートを作成していたことは、上記ア（ア）Bのとおり、否定しようがない。

そして、特定職員Aが作成した実験ノートが、本研究プロジェクトのリーダーとして、必要な作業の遂行のために活用されたことも明らかである。

したがって、特定職員A作成の実験ノートも本研究プロジェクト遂行のために自ら組織的に用いたものであり、組織共用文書にほかならない。

#### (エ) 実験ノート（特定職員B及び特定職員C作成）について

機構は、特定職員B及び特定職員Cが作成した実験ノートについては、存在することを認めている。

両名作成の実験ノートは、本研究プロジェクトの実験の中で作成されたものであるから、特定職員Aが本研究プロジェクトのリーダーとして必要な作業の遂行のために、両者の実験ノートが活用されたことは明らかである。

したがって、両名作成の実験ノートも本研究プロジェクト遂行のためにリーダーの特定職員Aが組織的に用いたものであり、組織共用文書にほかならない。

#### (オ) 実験ノート（特定職員D作成）について

機構は、特定職員Aと並んで、特定職員D作成の実験ノートの存在を強硬に否定するが、本研究プロジェクトの屋内栽培段階で、特定職員Dが自ら実験ノートを作成したことは、上記ア（ア）Cに記載したとおり、疑いようがない。

そうだとすれば、特定職員D作成の実験ノートは、本研究プロジェクトの実験の中で作成されたものであるから、特定職員Aが本研究プロジェクトのリーダーとして必要な作業の遂行のために特定職員Dの実験ノ

ートが活用されたことは明らかである。

したがって、特定職員D作成の実験ノートも本研究プロジェクト遂行のためにリーダーの特定職員Aが組織的に用いたものであり、組織共用文書にほかならない。

#### ウ 実験ノート（文書65）の不開示情報該当性について

##### （ア）はじめに

###### A 一般論

法人文書の開示義務に対する例外の1つである法第5条第4号柱書きに記載されている「事業の適正な遂行」の「適正」の意義であるが、当然のことながら、開示がもたらす支障だけで判断するのではなく、開示がもたらす支障と公益上の開示の必要性（開示がもたらす利益）との利益考慮によって判断されると解すべきである。

###### B 本件の公益上の開示の必要性

もともと本研究プロジェクトは、遺伝子組換え技術を使って、抗菌タンパク質（ディフェンシン）をイネに常時作らせ、それによって複数の病気に負けない強いイネ、つまり耐病性イネに改造しようというものである。

ところが、抗菌タンパク質（ディフェンシン）を常時作らせる結果、ディフェンシンでも死なない耐性菌が出現し、このディフェンシン耐性菌が従来の抗生物質・農薬の耐性菌と比べ桁違いの危険性を持つものであること（ディフェンシンはヒトをはじめ、沢山の生物が生体防御のために作っているため、ディフェンシン耐性菌がディフェンシンによる生体防御を無効にし、人類の健康被害と地球環境に深刻な事態をもたらすおそれがあること）が耐性菌の権威の研究者たちやNatureから指摘された。

しかも、本研究プロジェクトのリーダーである特定職員Aもディフェンシン耐性菌が出現することを認識していて、その出現頻度について、抗生物質と農薬に対する耐性菌との比較解析研究を進めていると明言していた。

しかし、2005年（平成17年）、住民から本研究プロジェクトの野外実験の中止を求める裁判（以下「イネ裁判」という。）が起こされると、機関は、裁判の中で態度を一転させ、ディフェンシン耐性菌の出現の余地は科学的でないと全面的に開き直った。実際には、本研究プロジェクトの中でディフェンシン耐性菌に関する様々な実験を行っていたのである（耐性菌問題は耐病性作物開発の最大の課題であるから、こうした実験は普通のことにつぎない。）、そのデータを実験ノートに記録していたのである。

したがって、人類の健康被害と地球環境に深刻な事態をもたらすお

それがあるディフェンシン耐性菌の出現に関する実験データや研究の状況について、異議申立人の市民にはこれを知る権利があり、よって、公益上の開示の必要性は際立って高いと言わなければならない。

(イ) 法第5条第4号ホ(調査研究を不当に阻害)について

A 実験ノートの生データ部分について

機構は、未検証のデータは公開するとデータの評価がゆがめられる危険性がある旨主張している。

しかし、データの評価がゆがめられる危険性は、単に抽象論、一般論として主張しているだけで、それが発生する具体的、現実的な危険性は指摘もなければ証明もない。

仮に、データの評価がゆがめられたと機構は感じたとしても、もともと機構だけが正しい評価をするという保証はない。他方で、誰にもデータを解釈する自由、批判する自由がある。それは民主主義の基本原理である。

したがって、機構も、もし不当な評価だと思ったら、批判の自由という民主主義の原理に基づき、公開の討論の場でそれを正せばよいだけのことである。それが科学の本来の在り方である。

B 実験ノートのアイデア部分について

異議申立人はこれまで、実験ノートのアイデアの部分でも非公開を正当化できないと主張してきた。なぜなら、機構が取り上げた東京地方裁判所平成16年12月24日判決に係る2つの基準(①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を広く国民に適正に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、事由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合。)に当たらないことを具体的に明らかにしたからである。しかし、今までこれに対する機構の正面からの反論はない。

C 機構への反論(その1)

機構は、公開による不利益として、①作成者の研究意欲への悪影響、②将来の研究効率の大幅低下、③作成者のプライオリティの喪失を指摘し反論してきた。

しかし、本来、法第5条第4号の「支障」の程度とは、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

したがって、機構の上記のような一般的、抽象的な主張・立証では

法第5条第4号の不開示情報に該当することはできない。

#### D 機構への反論（その2）

(A) 機構は、知的財産権を特に重視する工業系研究分野の特定独立行政法人Aと、研究開発の成果を生産現場に無償で普及する性格を持つ農業分野の機構とは研究の実態が全く異なると主張するが、異議申立人が開示を求めているのは、知的財産権の保全に必要な情報のことではなく、実験の生データを記録した実験のノートそのものである。そもそも実験ノート作成の第一の目的は、研究の進捗状況を把握し、互いに研究情報を共有することで研究を効率的よく進めるためである。これに対し、特許権などの知的財産権の保全は、第二次的な目的である。

したがって、この第一の目的のために実験ノートを作成し、管理することは分野が工業系であろうが、農業系であろうが変わらない。

(B) 機構は、日本の大学・国立研究機関を対象にした調査では、研究ノート使用の義務付けもその予定もない大学が68%を占め、機構のやり方が一般的である旨主張してきた。

しかし、ここで言う研究ノートと異議申立人が開示を要求する実験ノートとは正確には同一ではない。研究ノートとは、特許権等の知的財産保全のために、実験ノートに更に一定のフォーマットや一定の使用方法のルールを導入したものだからである。そのため、特定独立行政法人Aほど知的財産権保全の必要を感じていない大学や国立研究機関で実験ノート作成の必要性は理解し実行していくても、それ以上、研究ノート導入については後ろ向きだとしても不思議ではない。しかし、これと実験ノート作成の必要とは別の次元の問題である。

#### (ウ) 法第5条第4号ニ（訴訟の手の内情報）について

機構が問題とする訴訟（イネ裁判）は、平成22年11月24日に言い渡された東京高裁の判決が確定したので、本論点の消滅も確定した。

#### (エ) 上記アないしウのまとめ

##### A 機構が実験ノートの存在を否定する理由

特定職員A及び特定職員D作成の実験ノートが存在することは明らかであるにもかかわらず、機構は、必死になってこれを否定する。

それは、上記ウ(ア)Bのとおり、イネ裁判の最大の争点となった、人類の健康被害と地球環境に深刻な事態をもたらすおそれがあるディフェンシン耐性菌問題について、機構はディフェンシン耐性菌の出現の余地は科学的にないと全面的に否定した。しかし、実際は、本研究プロジェクトの中で、ディフェンシン耐性菌に関する様々な実験を行っており、その実験ノートには不都合な真実である実験の生データが

記載されていたからである。

すなわち、ディフェンシン耐性菌の出現の余地は科学的でないという機構の裁判上の主張を自ら否定するような不都合な真実を記載した実験ノートは存在することすら容認できないのである。

#### B 特定職員Aの部下が作成した実験ノートについて

特定職員職員Aの指示に従って、実際に実験をした者が誰かは全てではないにしても、異議申立人も把握している。機構が実験ノートの存在について確認をとろうとしない以上、設置法に基づき、必要な調査をすることが不可欠である。

#### エ 文書63及び文書64について

##### (ア) 「物品導入実績」の「使用目的」

機構は、①専門的・科学的知見を有する者が「使用目的」を分析すれば、どのような研究を行い、何を開発しようとしているかを推知し得る可能性があり、機構の調査研究の効率的な遂行を不当に害するおそれがある、②訴訟の手の内情報を明かすことになると主張する。

しかし、もともと、実験ノートを不開示とする理由がない。したがって、この「使用目的」で実験方法や実験結果が第三者に知られることもまた不開示理由にはならない。訴訟も平成22年11月に東京高裁判決が確定して終了した。

##### (イ) 「物品購入実績」の「備考」及び「別記1」の「組織名」

機構は、本研究プロジェクトが実施されている研究施設・場所が判明した場合、脅迫状の郵送や研究への直接の妨害行為が予想され、機構の調査研究の効率的な遂行を不当に害するおそれがあると主張する。

しかし、脅迫状の郵送先は、本研究プロジェクトが実施されている研究施設・場所ではなく、登記簿上の法人の所在地である。また、本研究プロジェクトは終了していて、現在、特定職員A及び特定職員Dはつくば市におり、本研究プロジェクトを実施した新潟県上越市では研究を行っていないことから、上越市における研究施設・場所が判明したとしても、現在、それを直接に妨害しようがない。

##### (ウ) 「別記1」の「職名」及び「氏名」

機構は、①異議申立人は、氏名の情報を既に入手しているのにもかかわらず、開示請求するのは、関係者を威圧する濫用である、②論文や学会の発表者としての表示と研究担当者としての表示は異なる性質を有する個別の情報であると主張する。

しかし、たとえ、氏名の情報を入手していたとしても、その情報が真実か否か、今回の開示により確認する意味がある。

また、発表者としての表示と研究担当者としての表示は異なるとしても、前者の部分集合が後者であり、大（前者）と小（後者）の関係に立

つ。したがって、発表者としての表示が公開予定情報である以上、その部分集合である研究担当者としての表示もまた公開予定情報に該当する。

(エ) 別紙の「実施研究課題名」及び「事業の成果」(以下、これらを総称して「事業成果情報」ともいう。)について

A 機構は、当該事項について種々主張するが、その眼目は、特許出願されなければならないほど営業秘密としての価値が高まり、この意味で特許出願されない本件の事業成果情報は「有用性」が認められ、不正競争防止法の営業秘密に該当するという点にある。

しかし、そもそも本件の事業成果情報が「営業秘密」に該当しないことは、既に意見書2で主張しているが、事業成果情報が営業秘密であるための要件、秘密管理性も満たさないことを補足する。

もともと、営業秘密であるための要件である秘密管理されていること（秘密管理）とは、情報セキュリティのレベルが低いと秘密として管理されているとは認められず、営業秘密として保護されなくなるので要注意とされている要件であり、その意義について、経済産業省作成の営業秘密管理指針（改訂版）によれば以下のとおりである。

裁判例においては、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受けるために必要な秘密管理性に関し、事業者が客観的に営業秘密であると考えているだけでは足りず、①情報の秘密保持のために必要な管理をしていること（アクセス制限の存在）、②アクセスした者にそれが秘密であることが認識できるようにされていること（客観的認識可能性の存在）を必要としており、全般的な傾向として、次の3点に着眼していると考えられる。

- ① アクセスできる者が限定され、権限のない者によるアクセスを防ぐような手段がとられている（アクセス権者の限定、無権限者によるアクセスの防止）。
- ② アクセスした者が、管理の対象となっている情報をそれと認識し、またアクセス権限のある者がそれを秘密として管理することに関する意識を持ち、責務を果たすような状況になっている（秘密であることの表示、秘密保持義務等）
- ③ それらが機能するように組織として何らかの仕組みを持っている（組織的管理）

機構は、これまで、本研究プロジェクト最も重要な実験データが記載されている実験ノートは、法人文書ではなく、各担当者の私物であって、機構は一切管理していないと主張し、さらに、実験ノートに対して、特定独立行政法人Aのような一定のフォーマットや一定の使用方法のルールも導入していないと明言した。これはすなわち、本研究

プロジェクトの最も重要な情報である実験ノートについて秘密管理をしていないことを自ら認めたものにほかならない。だとすれば、実験ノートの整理要約である事業成果情報も同様であると評価される。したがって、事業成果情報は、秘密管理性の点で営業秘密に該当しない。

B 百歩譲って、仮に事業成果情報が営業秘密に該当するとしても、そこから直ちに法第5条第4号の不開示情報に該当するわけではない。

そのためにはさらに、第一に上記ウ（ア）Aのとおり、法第5条第4号柱書きの適正な遂行とは、開示がもたらす支障だけで判断するのではなく、開示がもたらす支障と公益上の開示の必要性との利益考量によって判断される必要がある。

第二に上記ウ（イ）Cのとおり、本来、法第5条第4号柱書きの支障の程度とは、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、おそれも、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

第一の点について、上記ウ（ア）Bのとおり、本研究プロジェクトでは人類の健康被害と地球環境に深刻な事態をもたらすおそれがあるディフェンシン耐性菌が出現しており、これに関する実験データや研究の状況について異議申立人の市民にはこれを知る権利があり、よって、公益上の開示の必要性は際立って高い。

第二の点について、これまで異議申立人は、支障を及ぼすおそれが存在しないことを次のとおり個別具体的に主張・立証してきた。

① 生物多様性影響評価書が作成された2004年（平成16年）

から4年経過したにもかかわらず、論文発表もされず、特許出願もされていない。

② 本件研究プロジェクトの中心メンバーである特定職員A及び特定職員Fは、2006年（平成18年）の隔離圃場栽培実験終了後に、本件研究施設から異動となっているが、本来であれば、研究途中のそれも長期の観察が不可欠な植物の研究途中で研究者が異動により研究施設を離れるることは通常は行われないこと。

③ 機構は、これまで、本研究プロジェクトを推進するに当たって、節目には、学会発表、論文発表やプレス発表を繰り返し行って、本研究プロジェクトの研究成果をアピールしてきたところ、隔離圃場栽培実験終了（2006年）後は、その少し後の2007年3月に日本育種学会講演会で簡単な概要を発表した以外、学会発表も、論文発表も、プレス発表も何ひとつ行っていないし、これまで2006年（平成18年）及び2007年（平成19年）に学会発表してきた日本育種学会でも、機構は、2008年度（平成20年度）は春と秋の講演会に1つも発表していないこと。

④ 本研究プロジェクトのリーダーの特定職員Aが現在所属する作物研究所のホームページの最近の主要論文のコーナーにも、本研究プロジェクトの最新の論文は何も掲載されていないこと。

以上の個別具体的な事実から、本研究プロジェクトは既に終了したと考えるのが合理的である。よって、法5条4号柱書きの支障を及ぼすおそれがある存在しないことが具体的に明らかである。

これに対し、機構の反論は、営業秘密の一般論、抽象論にとどまり、本研究プロジェクトの実質的な内容、具体的に法的保護に値する程度の蓋然性については、一切、主張、立証されていない。

よって、法第5条第4号ホに該当することは証明されていない。

さらに、付言すると、機構は、自身の性格が特定独立行政法人Aと異なり、研究開発の成果を生産現場に無償で普及する性格であることを強調する。つまり、研究成果を市民（農業生産者）に無償で公開提供するのが本旨だ、と。もしそれが真実なら、既に終了した本研究プロジェクトの内容を市民に公開することは何も問題ない。それどころか、公開は機構の存在目的に合致する。この点でも機構の営業秘密の主張は自身の基本的性格と明らかに矛盾する。

#### 才 結語

本来、税金を使った研究プロジェクトは、その研究内容を納税者＝市民にきちんと説明する義務と責任がある。ましてや、本研究プロジェクトのように、当初、研究者たちは出現するディフェンシン耐性菌の危険性を正しく認識しなかったため、地元住民らの猛反対にもかかわらず、屋外実験を強行してしまい、その結果、ディフェンシン耐性菌が自然界に放出されてしまったという重大な落ち度のあるケースは一層説明責任がある。なぜなら、ディフェンシン耐性菌が人類の健康被害と地球環境に深刻な事態をもたらすおそれがあることは耐性菌の専門家の指摘するところであり、こうした被害を真っ先に被る一般市民がこの問題を憂慮するのは当然だからである。

しかし、昨年終結したイネ裁判の中で、地元市民が耐性菌問題の事案解明を強く求めたにもかかわらず、機構は、終始一貫して、この事案解明の責任を一切果たさなかったばかりか、当初、科学雑誌に発表した特定職員Aからの論文で自らディフェンシン耐性菌が出現することを表明していた事実すら否定し去って、ディフェンシン耐性菌の出現の余地は、科学的にないと開き直り、最後まで貫き通した。かくして、機構の見識と良識を信頼してディフェンシン耐性菌問題の説明責任を果たしてもらうという本来のやり方は不可能となった。そうであれば、民主主義の原点に立ち帰って、ディフェンシン耐性菌問題を市民自らの手で解決するために、その最初の一歩として情報公開請求権行使する次第である。

## 決 定 の 理 由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、本件情報公開請求日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての、1998年（平成10年）より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験及び2005年度（平成17年度）及び2006年度（平成18年度）に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験に関する全ての情報を含んだいづれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体を記録した別紙2に掲げる文書のうち、文書63ないし文書65である。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）文書63及び文書64について

当該各文書は、平成17年度及び同18年度に機構が農林水産省（農林水産技術会議事務局長）から委託されたゲノム育種による効率的品種育成技術の開発事業について、その実績を同省（同局長）へ報告するための決裁文書である。

当該各文書を確認すると、文書63及び文書64には、①決裁のための起案用紙並びに②委託事業実績報告書及び当該実績報告書の別記又は別紙として各研究に係る担当者が記載された文書並びに別紙として研究課題名及びその成果・概要等が記載された文書の各文書で構成され、文書64はこれに加え、購入物品の規格が記載された文書が添付されている。

そして、上記各文書のうちの当該委託事業実績報告書（上記②の文書）中、①物品購入実績のうち「使用目的」欄及び「備考」欄（不開示部分A及び不開示部分B）、②各研究に係る担当者が記載された文書のうち、所属（組織の名称）、職名及び氏名（不開示部分C）、③研究課題名及びその成果・概要等が記載された文書のうち、研究課題名及びその成果・概要（不開示部分A及び不開示部分B）並びに、④購入物品の規格が記載された文書のうち2行目（不開示部分A）が不開示とされている。

ア 物品購入実績のうち、「使用目的」欄及び「備考」欄並びに購入物品の規格が記載された文書のうち2行目について（不開示部分A及び不開示部分Bの一部）

#### （ア） 機構の説明

当該部分（別紙3の区分1及び区分48の開示すべき部分欄に掲げ

る部分）は、平成17年度及び同18年度の委託事業において、機構が研究を行うために購入した物品の使用目的及びその物品を使用する各組織の名称が記載されている。当該情報について、機構は、①研究の概要を要約したキーワードが含まれていることから、これを公にすると、実験方法や実験結果が競争相手に知られることとなること、②遺伝子研究という最先端分野においては、確立した実験方法等ではなく、実験方法や実験機器の情報自体が重要な意味を持つこと、③物品の購入は、特定の研究の目的に適合するように発注先と事前に仕様等の確認を行った上で、個別の準備・調整を行うなど、専門的、科学的知見に基づいた取引を行っており、当該情報を開示すると、専門的知見の有する者においては、どのような研究を行っているか、何を開発しようとしているかなどを推知し得るおそれがあること、④現実に、遺伝子組換え作物研究について、一部に強硬に反対する者もあり、過去に施設を破壊する旨の脅迫が届き、円滑な調査研究に支障を來したことがあることから、内部組織の名称を開示すると、当該者から、脅迫及び妨害を受けるおそれがあること、及び⑤現在、新潟地方裁判所高田支部において、遺伝子組換えイネの実験栽培の禁止を求める訴訟が提起されており、係争中であることから、法第5条第4号ニ及びホに該当すると説明する。

#### (イ) 不開示情報該当性

当審査会において確認したところ、本件使用目的に記載された事項に係る研究は、既に論文、研究発表及びウェブサイト等で公にされているものと認められることから、「使用目的」欄に記載する事項を開示しても、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあるとは認められない。

また、機構は、研究に関して過去に脅迫を受けたことがあることを理由に物品購入に係る組織の名称を開示できない旨主張するが、当審査会において、機構のホームページを確認したところ、遺伝子組換え研究を始め、各種研究を行った成果、研究チーム名、研究担当者の氏名等が公にされていることが認められる。このことを踏まえると、「備考」欄及び別紙3の区分48の開示すべき部分欄を公にしても、これにより、機構及び上記部分に記載されている組織が脅迫や研究への妨害などを受ける蓋然性があるとまでは言えない。

さらに、係争中のことについて、当審査会事務局職員をして、機構に確認させたところ、平成18年実施（予定）のカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培の差止めを求める訴訟（本件訴訟）については、同22年12月8日に判決が確定したことであった。

以上のことから、別紙3の区分1及び区分48の開示すべき部分欄に掲げる部分は、争訟に係る事務に関し、独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないもので、法第5条第4号ニに該当せず、また、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認められないので、同号ホにも該当しない。したがって、当該部分は、開示すべきである。

イ 各研究に係る担当者が記載された文書のうち、所属（組織の名称）、職名及び氏名について（本件不開示部分C）

(ア) 機構の説明

当該部分は、平成17年度及び同18年度の委託事業のうち、QTL遺伝子解析の推進、多様性ゲノム解析研究及びゲノム育種の開発と実証を行った担当者の所属（組織の名称）、職名及び氏名が記載されている。

当該部分について、機構は、①研究者の氏名及び所属先の情報は、個人に関する情報であり法第5条第1号に該当する、②論文や学会で発表者として公表しているものは、発表者としての表示であるのに対し、本件は、研究を担った者のほか、ディスカッションに参加したり資料を提供した者など間接的に関わった者が含まれる場合もあり、両者は、異なる性格を有しており、例え、別の特定の研究を実施している担当者としての情報が公にされていたとしても、これをもって本件に係る氏名等が、同号ただし書イに該当するものではない、及び③個人を識別できる情報を開示すると、遺伝子組換え作物研究について、強硬に反対する者から、本件プロジェクトの関係者が、脅迫及び妨害を受けるおそれがあることから、同号に該当すると説明する。

(イ) 不開示情報該当性

A 研究者の所属（組織の名称）、職名及び氏名は、各行ごとに全体として法第5条第1号本文前段の特定の個人を識別することができるものに該当する。

B 当審査会において、別紙3の区分2の開示すべき部分欄に掲げる部分に該当する氏名について確認したところ、当該氏名については、国立印刷局編「職員録」に掲載されていることから、法第5条第1号ただし書イに規定する法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。また、所属及び職名は、職務遂行に係る情報であり、同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、当該情報（別紙3の区分2の開示すべき部分欄に掲げる部分。）は、開示すべきである。

C その余の職員の氏名（別紙3の区分3の開示すべき部分欄に掲げ

る部分に対応する氏名。)は、職員録に掲載されておらず、その他当該情報が公にされているものとする事情もない。

したがって、当該部分の氏名は、法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

また、当該部分の氏名については、特定の個人を識別することができることとなる記述の部分なので、法第6条第2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

しかし、当該職員が、各種の研究に携わったことは、職務遂行情報であることから、当該職員の所属及び役職名(別紙3の区分3の開示すべき部分欄に掲げる部分)は、法第5条第1号ただし書ハに該当すると認められる。したがって、当該部分は、開示すべきである。

#### ウ 研究課題名及びその成果・概要等が記載された文書のうち、研究課題名及びその成果・概要

(ア) 機構は、次の理由から法第5条第4号ニ及びホに該当すると説明する。

##### A 研究課題名

機構は、研究課題名には、研究概要に関する重要なキーワードが含まれた情報であり、これを公にすると、事業の成果の情報を開示してしまうことに等しい。

##### B 研究成果・概要

① 当該部分には、研究成果等が記載されており、これらは、総じて知的財産に至る情報及び試行錯誤の段階の情報を含んでおり、これを公にすると、競争相手等がこれを流用し、引き続き研究を進め、機構に先立って特許出願を行う可能性がある。

② 仮に当該情報の一部が、厳密に特許となるべき発明その他知的財産権を構成するものではなかったとしても、事業活動に有用な情報であり、機構が秘密として管理しており、公然と知られている情報ではないので、不当競争防止法上の「営業秘密」に該当する。

③ 当該部分は、莫大な費用をかけ、研究者の独自な視点や発想に基づいて創意工夫した実験方法等を駆使して得られた情報であり、研究者のプライオリティ等が含まれていることから、当該部分を公にすると、プライオリティ等が奪われ、研究意欲が妨げられるなど調査研究に係る事務の構成かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがある。

④ 当該部分に係る実験・研究は、現在も「新農業展開ゲノムプロジェクト」に継続されており、当該部分の情報は、検証・反証を

経ていない生データや未検証の仮説を記載したものにすぎず、最終的な検証まで至っていない試行錯誤の段階のものである。

⑤ 現在係争中であり、当該部分は、訴訟の当事者としての手の内情報が示された重要な情報を含んでいる。

(イ) 当審査会において確認したところ、当該情報のうち、別紙3の区分4ないし区分47の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は、既に論文、研究発表及びウェブサイト等で公にされているものであると認められることから、「使用目的」欄に記載する事項を開示しても、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認められない。

また、係争中のことについては、上記ア(イ)のとおりであり、これを公にしても、独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該部分は、法第5条第4号ニ及びホに該当するとは認められないので、開示すべきである。

しかし、当該情報のうちその他の部分は、具体的な研究手法及びその結果が記載されており、また、当該情報が、公表されている事実も存しないことから、これを開示すると、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法第5条第4号ホに該当すると認められるので、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## (2) 文書65(実験ノート)について

### ア 原処分に係る不開示理由の追加について

異議申立人が開示を請求する文書は、本件請求文書の例として掲げられた特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員D等が作成した実験の生データ等を記録した全ての実験ノートである。

機構は、原処分において、当該文書は、法第5条第4号ニ及びホに該当するとして、不開示としたが、機構は理由説明書において、当該文書は、法第2条第2項が定める法人文書に該当せず、原処分において不開示とした決定については、仮に当該文書が法人文書に該当した場合について記載したものであると主張する。

これに対し、異議申立人は、行政手続法第8条が不開示処分に理由付記を要求する趣旨から、当該不開示理由の追加はそもそも原則として許されるべきではなく、また、原処分において、法第5条第4号ニ及びホに該当するとしている以上、その前提として当該文書は法人文書であると判断したはずであると主張する。

行政不服審査法によれば、行政庁(処分庁)の処分に対して不服がある場合で、処分庁に上級行政庁がない場合、処分庁に対して異議申立てがで

きることとされており、本件諮問案件は、原処分を行った処分庁に対して、異議申立人が異議を申し立てたものである。異議を申し立てられた機構は、諮問庁の立場として、改めて原処分の妥当性等について、審査するものであることから、諮問庁が、原処分に補足して不開示理由を追記することはあり得るものである。したがって、本件の場合、原処分において説明不足があつたことから、機構が理由説明書において、それを補完して説明したものと解されるものであり、異議申立人の主張を採用することはできない。

#### イ 本件不開示理由について

##### (ア) 実験ノートの取扱いについて

###### A 機構は、理由説明書において、次のように説明する。

当該文書には、実験や研究の情報が記載されているものの、これは、研究者自身の思考を整理するためや、研究者自身の記憶を補完するためなど、いわば、研究者自身のメモ書きであり、あくまで研究者自身が個人的に使用するために作成したものであり、実験ノートは、機構においては業務上必要なものとして利用・保存されているものではないため、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当しない。

また、民事訴訟に係る証拠として提出すべき文書に関して、民事訴訟法第220条第4号ニは、専ら文書の所有者の利用に供するための文書は、提出義務がないとされているところ、実験ノートは、当該文書に該当することから、法人文書開示請求手続上も開示が強制される対象とはならない。

さらに、仮に当該文書が法人文書に該当するとした場合は、次の理由から法第5条第4号ニ及びホ該当する。

① 現在、本件訴訟が提起されている状況にあることから、実験ノートを公にすると、争訟の相手方の訴訟資料となることが想定されるなど、訴訟法の理念に反して当事者としての地位を不当に害する情報に該当するため法第5条第4号ニに該当する。

② 実験ノートは、研究者独自の研究の着想、仮説、実験方法等が記載されており、当該情報が公にされた場合、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため法第5条第4号ホに該当する。

B 機構は、上記Aのとおり、実験ノートは、機構において業務上必要なものとして利用・保存されているものではないと説明するので、機構における実験ノートの作成、利用及び管理等について、口頭説明において確認したところ、機構は、次のとおり説明する。

① 研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。

また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している。

- ② データを記録しておくものについては、特に決まった様式や記載方法はなく、メモ用紙にすぎないものや、バインダー、ノート、あるいはパソコンに保存しているものもある。なお、各研究者においてデータを保存するよう機構として指導は行っている。

個々の実験ノートは、機構として管理していない。

- ③ 実験ノートは、これら研究・実験に係るデータのみならず、各研究者のアイデア等も記載されていることから、実験データそのものは機構に帰属するが、実験ノートは、研究者個人で管理している。

研究者が退職する場合、実験ノートは、個人で廃棄する。たまたま研究を引き継ぐ者があれば、その個人に実験ノートを残すことはあるが、機構に引き継ぐものではない。退職者の残した実験ノートが機構に残され、資料室等に保管されることはない。

- ④ 各研究者は、機構内の規定に基づき、当該データについては、善良な管理者の注意を持って管理に当たること、外部への持ち出しは原則行ってはいけないこととされている。

- ⑤ 機構の研究は、植物が対象であり、工業分野の研究のような比較的短時間で実験結果が出るものとは異なり、実験結果ができるまでは比較的長時間を要するものもあり、このような生物系の研究では、実験ノートなどの記載内容等の統一は、研究の効率的・効果的実施になじまない。

- ⑥ なお、現在の機構は、平成13年4月、同15年10月及び同18年4月に組織が改編されて現在の組織となっているところ、実験ノートに係る実験は、同10年から北陸農業試験場で行われており、実験が行われていた北陸農業試験場当時においても、実験ノートの取扱いについては、現在と基本的に同じである。

- C 機構は、補充理由説明書2において、日本の大学及び国立研究機関を対象とした調査（回答数124機関）では、研究ノート（実験ノート）の使用の義務付けもその予定もない大学が84機関（68%）あり、その理由として実験ノートは、各研究室や研究者個人に任せるべきであると回答したのが30機関あったと説明し、このことから、機構が研究ノート（実験ノート）の導入・配布を行わず、各研究者が自らの所有と責任において、最も効率的な方法で記録を行う方式を採用していることは、我が国の多くの研究機関の実情に照らしても、何ら不合理なものではないと説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、機構が行っている主な研究分

野である生物系の研究と類似する分野を研究・調査している他の独立行政法人における実験ノートの保有状況及び管理等について確認させたところ、特定独立行政法人C、特定独立行政法人D、特定独立行政法人E及び特定独立行政法人Fにおいては、実験ノートは、法人文書として取り扱っておらず、研究者個人のものとして取り扱っているとのことであった。また、当該ノートに関する様式、管理、保管及び外部への持ち出し等に関する規定もないとのことであったが、実験ノートの管理について、特定独立行政法人Fは、強いて言えば、情報セキュリティポリシーに基づき、その内容の機密性に応じた取扱いをすることを徹底しているとのことであった。

D 上記Cのとおり、生物系に関する研究・調査を行っている他の独立行政法人では、機構同様、実験ノートは、研究者個人が管理し、研究者が所属する組織においては管理していないとしているが、異議申立人は、意見書2において、特定独立行政法人Aにおいては、実験ノート（独立行政法人Aでは、別の名称で呼ばれている。）は、研究成果の重大な財産であり、実験データを含む研究成果は当該法人に帰属していると説明する。そこで、当審査会事務局職員をして、特定独立行政法人Aに確認したところ、次のとおりであった。

- ① 実験ノートは、特定独立行政法人Aで用意し、各研究者に配布しており、その管理については、実験ノート1冊ごとに番号を付して管理簿で管理しており、必要に応じて文書登録している。
- ② 研究所において職務上得られた研究成果物等は、原則、研究所に所属し、実験ノートが法人文書であるか否か、実験ノートの有無は関係はない。
- ③ 実験ノートに関する様式、管理、保管、外部への持ち出し等に関する規程はないが、実験ノート等に保管管理上の留意事項が記載されている。
- ④ 実験ノートは、特定独立行政法人Aにおいて用意し、配布している。

E 実験ノートに関して、特定独立行政法人Aにおける取扱いと機構の取扱いの違いについて、機構は、補充理由説明書2において、機構における研究は、生物系の分野が相当部分を占めるが、特定独立行政法人Aのような短時間に結果が出る化学分析とは異なり、研究結果が出るまでに長時間を要することから、実験ノートの記載様式の統一は、研究の効率的、効果的な実施になじまないことから、機構においては、法人として一定のフォーマット化・一定のルール化を行ったものを制度として導入するには至っていないと説明する。

(イ) 文書65（実験ノート）の法人文書該当性について

A 法第2条第2項において、法人文書とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、保有しているものとされている。そこで、まず、機構における実験ノートが職務上作成又は取得した文書に該当するか否かについて検討する。

機構は、上記（ア）Bのとおり、研究者が実験を行った結果のデータ（実験データ）自体は機構に帰属するものの、当該実験データは、研究者で管理していると説明する。また、実験ノートには、上記のような実験データのほか、研究者のアイデア等も記載されているとも説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、本件開示請求に係る研究（実験）テーマの決定等について機構に確認させたところ、次のとおりであった。

- ① 機構の研究は、農林水産省の施策を実現するための研究であり、農林水産省が示す行政ニーズ等から抽出された具体的な目標を達するため、その実現に向けた計画（中期計画）を作成している。
- ② 一般的には、研究者が研究者の創意に基づいて目標実現のため、中期計画に沿った研究課題を発案し、それに対して組織としてニーズ等を勘案して法人として行うべき課題として決定している。
- ③ このように、目標を示し、研究実施課題を決定するのは農林水産省等であるが、個別の研究実施課題は研究者の発意であり、そのアプローチは個々の研究者の独創的な創意工夫に委ねられている。

上記のように目標とする研究（実験）テーマ及びその方向性等は、組織として決定され、その範囲内において、研究者が立案し、組織による承認を経て研究が行われているというプロセスに鑑みれば、研究・実験における研究者の自由性がかなり多くあり、研究者の知識、経験及び創意に基づいて行われているものと推察され、この意味において、実験データ及びアイデア等が記載された実験ノートは研究者のものであるとする機構の説明を著しく不合理と断ずることはできない。

#### B 組織共用性について

技術分野の実験を伴う研究においても、個別の研究課題への着眼、実験の計画、実験実施の技法、実験結果の評価は、個々の研究者の創意工夫と努力に負うところが大であるから、研究者的人格の発露ということができ、このような視点からは、実験ノートは、思考の視覚化、記憶の手段として、極めて個人的なものということができる。

他方、企業等の組織が経済活動の一環として技術分野の実験を伴う研究を見る視点からは、研究者や実験施設に対する投資により産出さ

れる研究成果は、投資をした組織に帰属するものであり、未完成ながら研究成果が最初に記録される実験ノートも、研究の管理や共同化のため、その組織に帰属すると考えられ、そのための規則や慣習が形成されてきた。また、この視点からは、研究成果を事業化するための前提として、特許権等の取得、維持のための資料としても、実験ノートはその組織のものとされることとなる。

企業の研究所においては、古くから、後者の視点から、実験ノートを把握していたものと考えられるが、営利を目的としないかつての大学、国立の研究所においては、前者の視点から実験ノートを把握する考え方も少なくなかったものと推察される。また、実験に要する期間や新技術を特許権で保護しようとする意識の強弱によるものか、その研究の属する技術分野によっても、どちらの視点を重視するかに差があったとも考えられる。

現代においては、知的財産権重視の風潮が一般化すると共に、国立大学の法人化、国立の研究所の独立行政法人化に伴い、実験ノートの管理の在り方も変化しつつあると推察されるが、上記（ア）Dの特定独立行政法人Aのような実験ノートの管理を行うところがある一方で、上記（ア）Cのような実験ノートの使用状況、管理状況の独立行政法人もあり、その実情は、独立行政法人によって差があることが認められ、結局は、実験ノートが法人文書に該当するか否かは、開示請求の時期における各独立行政法人ごとの実情に即して判断するのが相当である。

上記（ア）Bのとおり、機構において、チームを組んで研究を行う場合、チーム長の指示の下、各研究者が実験等を行い、その経過報告も実験ノートそのものではないとしても、それをある程度まとめたものなどにより報告が行われていると説明していることに鑑みると、実験データが記載された実験ノートについて、これを機構に無関係なものと見ることができるのは当然である。

しかしながら、上記（ア）Bのような機構における実験ノートの使用状況、管理状況からすれば、本件開示請求から現在までの時点においては、実験ノートには組織共用性がなく、法人文書に該当しないと認めるのが相当である。このような実験ノート管理の在り方が上記の後者の視点からは問題とされる余地はあるが、機構の前身が国の試験研究機関であったこと、前記のような農業分野であることを考慮すれば、上記のような実情にあるとの機構の説明は、必ずしも不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、文書65（実験ノート）は、法第2条第2項に規定する法人文書とは認められないことから、機構がこれを保有してい

ないので、これを不開示とした決定は妥当である。

(ウ) 特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員D以外の者の実験ノートについて

異議申立人は、意見書2において、特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員D以外の者による本件研究プロジェクトの実験ノートの開示を求めておりが、実験ノートが、法人文書に該当しないことは、上記(イ)のとおりであることから、当該4名以外の実験ノートについて、機構が保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人の主張について

(1) 公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、意見書3において、文書63、文書64及び文書65（実験ノート）につき、公益上の開示の必要性を主張し、法7条の公益上の理由による裁量的開示を求めているものと推察されるが、文書63及び文書64については、別紙3の開示すべき部分欄に掲げる部分以外の部分は、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、また、文書65（実験ノート）については、法人文書に該当しないことから、当該各部分を同条による裁量的開示をしなかつた機構の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(2) その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

4 原処分の変更について

以上のことから、原処分を変更し、別紙3の「開示する部分」欄の部分を開示することとし、改めて開示決定することとする。

よって主文のとおり決定する。

平成23年12月 5日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理 事 長 堀 江



## 別紙1 本件請求文書

請求文書1 本件情報公開請求日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての、1998年（平成10年）より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験に関する全ての情報を含んだいずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体

請求文書2 本件情報公開請求日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての、2005年度（平成17年度）及び2006年度（平成18年度）に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験に関する全ての情報を含んだいずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体

なお、本件請求文書については、以下にその例を挙げるが、これに限らない。

- (1) 特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員Dによる全ての実験ノート、あるいは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリ一記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ（raw data）を記録した全ての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）
- (2) 全てのレジメ、レポート、報告書などその他名称のいかんを問わず実験内容を検討しあるいは報告するために作成し、請求先で保存された全ての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）
- (3) 外部に抗体など試料作成を委託したときに作成した全ての書類（依頼書。依頼先、依頼内容を記載した書類。依頼先に渡した抗原の情報を記載した書類など。）

## 別紙2 本件対象文書

- 文書1 第一種使用規程承認申請書(AD41)
- 文書2 第一種使用規程承認申請書(AD48)
- 文書3 第一種使用規程承認申請書(AD51)
- 文書4 第一種使用規程承認申請書(AD77)
- 文書5 第一種使用規程承認申請書(AD97)
- 文書6 開放系試験栽培交雑確認報告書
- 文書7 「野菜由来の新規ディフェンシン遺伝子を導入したいもち病抵抗性組換えイネ系統」に関する文書
- 文書8 「複合病害抵抗性を示すディフェンシン遺伝子導入組換えイネ系統」に関する文書
- 文書9 「隔離温室内で行う組換えイネのいもち病抵抗性検定法」に関する文書
- 文書10 「我が国独自の組換え技術を統合した複合病害抵抗性組換えイネの作出法」に関する文書
- 文書11 「いもち病と白葉枯病に強い、複合病害抵抗性組換えイネ系統の作出」に関する文書
- 文書12 「北陸研究センターで隔離圃場栽培実験を行なっている遺伝子組換えイネについて及び平成17年度の遺伝子組換えイネ隔離圃場栽培実験の経過」に関する文書
- 文書13 「複数の病害に抵抗性をもつ遺伝子組換えイネの平成17年隔離圃場栽培実験」に関する文書
- 文書14 「平成18年度隔離圃場栽培実験の計画」に関する文書
- 文書15 「世界で初めていもち病と白葉枯病の両方に抵抗性を示す組換えイネ系統の作出」に関する文書
- 文書16 「カラシナ由来の遺伝子で、2大病害に抵抗性をもつイネ」に関する文書
- 文書17 「複数の病害に抵抗性をもつ遺伝子組換えイネについて—平成17年度隔離圃場栽培実験の経緯—」に関する文書
- 文書18 「いもち病と白葉枯病に強い、複合病害抵抗性組換えイネ系統の作出に成功」
- 文書19 「我が国独自の技術で安心な組換えイネを開発」
- 文書20 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験説明会」のご案内』
- 文書21 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験」における田植え作業の公開について』
- 文書22 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験」における第2回田植え作業の公開について』

- 文書23 「遺伝子組換えイネ栽培実験における交雑に関するモニタリングの結果について」
- 文書24 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の平成18年度隔離圃場栽培実験説明会』開催のご案内』
- 文書25 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統隔離圃場栽培実験』における田植え作業の公開について』
- 文書26 「平成18年度遺伝子組換えイネ栽培実験における新潟県条例にもとづく交雫に関するモニタリングの結果について」
- 文書27 『「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の栽培実験』における組換えイネの刈り取り作業について』
- 文書28 「遺伝子組換えイネ栽培実験における第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針にもとづく交雫に関するモニタリングの結果について」
- 文書29 「遺伝子組換えイネの隔離圃場栽培実験－カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験について－」
- 文書30 隔離圃場栽培実験説明会の配布資料
- 文書31 参議院院内集会の配布資料
- 文書32 田植え見学会（2005年5月26日）の配布資料
- 文書33 上越市農業委員会講演の配布資料
- 文書34 JA新潟県中央会講演の配布資料
- 文書35 JA新潟県中央会部課長会議講演の配布資料
- 文書36 上越市商工会講演の配布資料
- 文書37 近隣説明会の配布資料
- 文書38 農業委員会講演会の配布資料
- 文書39 隔離圃場栽培実験説明会の配布資料
- 文書40 田植え見学会（2006年7月21日）の配布資料
- 文書41 上越市建設業界講演の配布資料
- 文書42 稲刈り見学会の配布資料
- 文書43 新潟県庁に説明した際の資料
- 文書44 JAえちご上越に説明した際の資料
- 文書45 新潟県改良普及所に説明した際の資料
- 文書46 上越市役所に説明した際の資料
- 文書47 JA新潟中央会に説明した際の資料
- 文書48 地元農家配布資料
- 文書49 隣接農家配布資料
- 文書50 新潟県議会産業経済委員会に説明した際の資料
- 文書51 津南町長への送付資料
- 文書52 技術会議に説明した際の資料
- 文書53 新潟県庁に説明した際の資料

- 文書 5 4 上越市農業委員会に説明した際の資料
- 文書 5 5 中江土地改良区に説明した際の資料
- 文書 5 6 北陸農政局に説明した際の資料
- 文書 5 7 JAえちご上越に説明した際の資料
- 文書 5 8 新道土地改良区に説明した際の資料
- 文書 5 9 「7月7日の新潟日報に掲載された意見広告について」
- 文書 6 0 平成14年10月抗体作製発注関係書類
- ① 契約決議書
  - ② 見積書
  - ③ 振替伝票（計上日付平成14年12月3日）
  - ④ 検収調書
  - ⑤ 納品書
  - ⑥ 振替伝票（計上日付平成14年12月26日）
  - ⑦ 未払内訳表
  - ⑧ 請求書
- 文書 6 1 平成17年9月抗体作製発注関係書類
- ① 契約依頼票
  - ② 契約決議書
  - ③ 見積書
  - ④ 振替伝票（計上日付平成17年9月27日）
  - ⑤ 検収調書
  - ⑥ 納品書
  - ⑦ 振替伝票（計上日付平成17年10月14日）
  - ⑧ 未払集計表
  - ⑨ 振替伝票補足票
  - ⑩ 請求書
- 文書 6 2 開放系試験栽培届出関係書類
- ① 開放系試験栽培届出書の受理通知
  - ② 開放系試験栽培届出書
  - ③ 同上資料1「北陸研究センター研究圃場の所在地付近の見取図・周辺図」
  - ④ 同上資料2「研究圃場の構造及び規模を示す図面」
  - ⑤ 同上資料3「説明会の結果」
  - ⑥ 同上資料4「交雑混入防止措置」
  - ⑦ 同上資料5「北陸研究センター遺伝子組換え生物等第二種使用実験安全委員会、中央農研遺伝子組換え生物等の第二種使用に関する業務安全管理要領」
  - ⑧ 同上資料6「第一種使用規定及び生物多様性影響評価書」

- ⑨ 同上資料7 「研究員の研究履歴及び卒業・修了証明書」
  - ⑩ 同上資料8 「当該遺伝子組換え作物に係る研究を行なうための施設及び隔離圃場栽培実験に用いる種子を管理するための施設」
  - ⑪ 同上資料9 「隔離圃場作業室等」
  - ⑫ 同上資料10 「機械類の構造を示す書類」図
  - ⑬ 同上資料12 「試験研究機関の資産の状況を確認できる書類」
  - ⑭ 同上資料13 「法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに法人の登記事項証明書」
- 
- ⑮ 「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の規定に基づく届出について」

文書6 3 平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書

文書6 4 平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書

文書6 5 特定職員A、特定職員B、特定職員C及び特定職員Dによる全ての実験ノート（実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリー記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ（raw data）を記録した全ての書類（アナログデータ及びデジタルデータ））

別紙3 開示すべき文書（文書63及び文書64）

(注) 頁数：本件対象文書の1枚目を1頁として順次数えた頁数

区分	文書	頁数	開示すべき部分
1	文書63	4頁	物品購入実績の表中、「使用目的」欄及び「備考」欄の全て
	文書64	4頁	物品購入実績の表中、「使用目的」欄及び「備考」欄の全て
2	文書63	5頁	16行目、20行目ないし23行目、25行目及び27行目の組織の名称、職名及び氏名 32行目の組織の名称及び氏名
	文書64	5頁	4行目ないし6行目、8行目ないし12行目、15行目及び17行目ないし36行目の組織の名称及び氏名
3	文書63	5頁	3行目ないし8行目、10行目、11行目、13行目、14行目、17行目、19行目、24行目、28行目ないし31行目及び末行の各行のうち、左側の組織の名称 9行目、18行目及び26行目の各行のうち、左側の組織及び役職の名称
	文書64	5頁	7行目、14行目及び末行の各行のうち、左側の組織の名称
4	文書63	6頁	13行目5文字、ないし18行目
	文書64	6頁	左側表側のうち、「1001（分担）」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
5	文書63	6頁	19行目5文字目ないし末尾 20行目1文字目ないし39文字目 20行目45文字目ないし21行目45文字目 22行目5文字目ないし末尾
	文書64	6頁	左側表側のうち、「1005（分担）」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て並びにその下の欄（事業の成果）の1行目27文字目ないし2行目31文字目、2行目43文字目ないし48文字目及び3行目17文字目ないし49文字目
6	文書63	6頁	23行目5文字目ないし27行目
	文書64	6頁	左側表側のうち、「2005」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て

(注) 頁数：本件対象文書の1枚目を1頁として順次数えた頁数

区分	文書	頁数	開示すべき部分
7	文書6 3	6頁	28行目5文字目ないし34行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「3002」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
8	文書6 3	6頁	35行目5文字目ないし40行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「3005」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
9	文書6 3	6頁	41行目5文字目ないし末行
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「4003」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
10	文書6 3	7頁	1行目5文字目ないし7行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「4005」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
11	文書6 3	7頁	8行目5文字目ないし14行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「4006」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
12	文書6 3	7頁	15行目5文字目ないし末尾
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「4007（分担）」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の1行目1文字目ないし36文字目
13	文書6 3	7頁	20行目5文字目ないし22行目33文字目 22行目46文字目ないし23行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「3003（分担）」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の1行目ないし2行目12文字目
14	文書6 3	7頁	24行目5文字目ないし28行目
	文書6 4	6頁	左側表側のうち、「3005（分担）」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て
		7頁	1行目、右側の欄（事業の成果）の全て
15	文書6 3	7頁	30行目7文字目ないし36行目
	文書6 4	7頁	左側表側のうち、「1001-4」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て

(注) 頁数：本件対象文書の1枚目を1頁として順次数えた頁数

区分	文書	頁数	開示すべき部分
16	文書63	7頁	37行目7文字目ないし39行目25文字目 41行目33文字目ないし末行
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1002-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の3行目7文字目ないし36文字目
17	文書63	8頁	1行目7文字目ないし7行目
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1002-2」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
18	文書63	8頁	8行目7文字目ないし14行目
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1002-3」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
19	文書63	8頁	15行目7文字目ないし21行目
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1002-4」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
20	文書64	7頁	左側表側のうち、「1002-5」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
21	文書63	8頁	22行目7文字目ないし27行目
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1003-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
22	文書63	8頁	28行目7文字目ないし38行目
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1003-2」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
23	文書63	8頁	39行目7文字目ないし末行
	文書64	7頁	左側表側のうち、「1003-3」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て
		8頁	1行目、右側の欄（事業の成果）の全て

(注) 頁数：本件対象文書の1枚目を1頁として順次数えた頁数

区分	文書	頁数	開示すべき部分
24	文書63	9頁	1行目7文字目ないし7行目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1003-4」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
25	文書63	9頁	8行目7文字目ないし9行目38文字目 10行目15文字目ないし20文字目 11行目3文字目ないし36文字目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1004-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）全て並びにその下の欄（事業の成果）の1行目ないし2行目37文字目、2行目39文字目ないし45文字目及び4行目8文字目ないし25文字目
26	文書63	9頁	13行目7文字目ないし18行目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1004-6」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の1行目ないし3行目35文字目
27	文書63	9頁	19行目7文字目ないし22行目19文字目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1004-8」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て並びにその下の欄（事業の成果）の1行目1文字目ないし24文字目、1行目34文字目ないし3行目3文字目、4行目9文字目ないし18文字目、4行目24文字目ないし36文字目及び4行目43文字目ないし60文字目
28	文書63	9頁	25行目7文字目ないし31行目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1005-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
29	文書63	9頁	32行目7文字目ないし36行目
30	文書63	9頁	37行目7文字目ないし39行目29文字目
	文書64	8頁	左側表側のうち、「1006-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て並びにその下の欄（事業の成果）の1行目1文字目ないし25文字目及び2行目10文字目ないし18文字目

(注) 頁数：本件対象文書の1枚目を1頁として順次数えた頁数

区分	文書	頁数	開示すべき部分
3 1	文書6 3	9頁	文書4 2行目7文字目ないし末行
	文書6 4	8頁	左側表側のうち、「1006-2」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
3 2	文書6 3	10頁	1行目7文字目ないし8行目
	文書6 4	8頁	左側表側のうち、「1006-3」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
3 3	文書6 3	10頁	9行目7文字目ないし13行目
	文書6 4	8頁	左側表側のうち、「1007-1」欄の右側の欄（事業項目及び研究対象）の全て及びその下の欄（事業の成果）の全て
3 4	文書6 3	10頁	14行目7文字目ないし18行目
3 5	文書6 3	10頁	19行目7文字目ないし23行目
3 6	文書6 3	10頁	24行目7文字目ないし30行目
3 7	文書6 3	10頁	31行目7文字目ないし38行目
3 8	文書6 3	10頁	39行目7文字目ないし末行
3 9	文書6 3	11頁	1行目7文字目ないし10行目
4 0	文書6 3	11頁	11行目7文字目ないし17行目
4 1	文書6 3	11頁	18行目7文字目ないし23行目2文字目
4 2	文書6 3	11頁	25行目7文字目ないし32行目
4 3	文書6 3	11頁	33行目7文字目ないし40行目
4 4	文書6 3	11頁	41行目7文字目ないし末行
4 5	文書6 3	12頁	1行目7文字目ないし8行目
4 6	文書6 3	12頁	9行目7文字目ないし14行目
4 7	文書6 3	12頁	15行目7文字目ないし末行
4 8	文書6 4	10頁	2行目